# 0105. 倫理規範実践規程

2004年9月1日制定 2016年7月1日 改定 2018年10月1日 改定 2020年11月1日 改定 2021年12月1日 改定 2022年9月1日 改定 2023年7月1日 改定

### 第1章 総則

# 第1条(目的)

この「倫理規範実践規程」(以下「実践規程」という。)は、SK(株)マテリアルズ系列の構成員が倫理 規範を正しく理解した上で実践できるよう、業務を行う過程で生じ得る倫理的葛藤状況について、意 思決定と行動の判断基準を提供することを目的とする。

## 第2条(倫理的な意思決定及び行動原則)

構成員は、職務遂行に関連して倫理的葛藤状況に置かれた場合、倫理規範及びこの実践規程を基に 判断し行動しなければならない。ただし、実践規程に判断基準の明確な定めがないときは、以下の意 思決定原則に沿って判断し行動する。また、自分の判断に確信が持てないときは、組織のリーダー又 は倫理経営担当部署の諮問に従って行動するものとする。

- 合法性:自分の行動が法規又は社規の違反として解釈される可能性があるか。
- 透明性:自分の意思決定の過程と内容を開示できるか。
- 合理性:他の構成員も同じ状況で同じ決定をするだろうか。

#### 第3条(適用対象)

本実践規定は会社(子会社、投資会社を含む)に在職中のすべての構成員(時間制正社員、契約職を含む)を対象とする。に在職中の全ての構成員(契約社員、派遣社員を含む。)を対象とする。ただし、投資会社のうち会社が少数持分を保有している場合及び会社と取引関係又は契約関係にあるビジネスパートナーについては、この実践規程の遵守を推奨する。

# 第2章 構成員の姿勢

### 第4条(誠実な業務遂行)

構成員は、自分の権限と責任を明確に認識し、信義誠実の原則に従って職務を行わなければならない。

### 第5条(利益相反の解決)

- ① 構成員は、職務遂行に関連して会社との利益相反により、会社に対する信義誠実の義務に違反する可能性のある状況が生じないよう、最善を尽くさなければならない。
- ② 留意すべき利益相反行為としては、以下のものがある。ただし、これは全ての利益相反状況を掲げたものではなく、実際の状況では構成員の厳しい判断と適用が求められる。
  - 1. 行為が禁止される場合
    - イ. 会社の資産や経営情報を私的用途に利用して私的利益をとる行為
    - ロ.業務上の地位を濫用して協力会社などに対し、人事請託、各種便宜供与の要求など不当な 影響力を行使する行為
    - ハ. 誠実な業務遂行を妨げるほどの努力を要する副業活動など
  - 2. 組織のリーダーに利益相反の内容を公開し、専決規程など関連手続きに従って会社の承認を得なければならない場合
    - イ. 直接又は第三者を通じて会社と契約又は取引をする行為
    - ロ. 業務を通じて直接・間接的に影響力を行使できる協力会社の株式を保有し、又は経営陣の 職務を行う行為など

# 第6条(会社の資産及び情報の保護と適切な使用)

構成員は、会社の有形・無形資産を保護し、正当に使用しなければならない。

- ① 会社の資産を承認なく個人の利益のために利用し、又は第三者に譲渡・貸出してはならない。
- ② 会社の予算を私的用途に使用せず、会社の定めた目的で支出し、会計帳簿に正確に記録しなければならない。
- ③ PC、インターネット、電子メール、電話・ファックスなどを私的用途に過度に使用してはならない。
- ④ 会社の特許権、営業権、商標権、著作権、その他資産価値のある情報などの知的財産権を積極的に保護しなければならない。また、他人又は他社の知的財産権も同様に保護し、特に不法ソフトウェアを使用してはならない。
- ⑤ 事業情報及び技術情報を含む会社の情報資産は、セキュリティー管理規程に沿って厳重に管理しなければならない。情報資産の開示及び範囲は、関連法規、社規及び会社方針を基に決まり、これは外部言論機関とのインタビューについても同様とする。

### 第7条(経済的利益・進物・接待等の収受禁止)

- ① 構成員は、全ての経営活動を公正かつ透明に行わなければならない。従って、不当かつ不公正な 利益の享受を目的として利害関係者に金品や供応などを提供してはならない。
- ② 構成員は、協力会社など利害関係者から金品、供応またはその他個人的な便宜などを受けてはならない。ただし、相互の健全な関係を保つために、社会通念上認められる範囲内で合理的な水準の飲食物、または業務関連の公式行事の主催者から参加者に一律に提供される交通・宿泊・飲食物・記念品などについては、利害関係者との間で授受することができる。なお、これに関する細

部規程は組織単位で制定し、運用できる。

- ③ 負債の帳消し又は代理弁済、正常価格より低い価格で賃借する行為、保証の収受などは経済的利益とみなす。
- ④ 役員・社員同士で経済的利益を収受し又は供与しないものとし、役員・社員の家族が収受した経済的利益は本人が収受したものとみなされる可能性がある。

# 第8条(健全な企業文化の醸成)

- ① 構成員は、同僚間及び上下関係で尊重し合い、会社生活に必要な基本の礼儀作法とSKグループの 構成員としての品位を守らなければならない。
- ② 性別、学校、出身地域、結婚、人種、国籍、宗教などを理由に差別待遇をしてはならない。
- ③ 個人の人権を侵害し、勤務雰囲気を阻害し得る一切のセクハラや職場いじめ、金品収受、勤務怠慢、虚偽報告などの行為をしてはならない。

# 第3章 法規及び会社経営方針の遵守

構成員は、会社の経営活動に関連した国内外の法律及び会社の方針・社規を明確に熟知し、これに 従って業務を行わなければならない。

### 第9条(経営情報の作成及び誠実報告)

- ① 会計情報は一般に認められる会計原則、関連法規及び社規に従って正確に記録し、維持しなければならず、会計情報を歪曲したり隠蔽したりしてはならない。
- ② 財務情報を含む会社の全ての経営情報は、関連事実又は取引内容が正確に反映され、経営陣の意思決定を裏付けられるものでなければならない。また、故意に事実と異なる隠ぺい・縮小・誇張の報告をして経営陣に間違った意思決定をさせてはならない。
- ③ 外部利害関係者に対する経営情報の開示は、関連法規及び社規に従って透明かつ公正に行わなければならない。

#### 第10条(公正な取引と競争)

- ① 公正取引関連法規及び会社の公正取引自律遵守管理規程を明確に理解した上で遵守しなければならない。
- ② 公正取引関連法規の違反として解釈される可能性がある事項については、コンプライアンス担当と事前に十分な協議を経て処理し、恣意的解釈で意思決定をしてはならない。

#### 第11条(品質方針の遵守)

品質、信頼性及び安全性に対する顧客の期待と要求事項を満たす製品を供給するために、諸要求事項を遵守しなければならない。

#### 第12条(安全・保健・環境に対する方針)

安全・保健・環境に関する国内外の法規及び国際条約を遵守し、安全・保健・環境成果の継続的な 改善を追求しなければならない。

# 第4章 実践規程の運営

#### 第13条(構成員の責任及び義務)

- ① 全ての構成員は、倫理規範及び実践規程を遵守する責任を負い、疑問に思った事については、組織のリーダー又は倫理経営担当部署に質疑・相談し、その解釈に従って行動しなければならない
- ② この規程に違反した構成員には、その違反事実を組織のリーダー又は倫理経営担当部署に自ら報告する義務がある。また、他の構成員の違反事実を認知した構成員にも、その事実を会社の倫理経営担当部署に報告する義務がある。
- ③ 倫理規程に違反し又はその可能性がある取引・行為などに対する調査が行われる場合、構成員は会社から要求された資料を期限内に提出し、積極的に協力しなければならない。ただし、協力に応じない場合は、倫理規程に違反したことを認めたものとみなされる可能性がある。
- ④ 組織のリーダーは、所属構成員と業務上の関連性がある利害関係者が会社の倫理規範及び実践規程を正しく理解した上で遵守できるように、積極的に支援し、管理する責任を負う。また、誠実で責任ある意思決定と行動により倫理規範及び実践規程を遵守し、模範を示さなければならない

#### 第14条(通報者の保護)

健やかな組織を築くために全ての構成員は、不公正取引及び非倫理行為を認知し、又は利害関係者から非倫理的行為を提案された場合は、直ちに倫理経営担当部署に通報・相談しなければならない。 会社は、組織又は構成員の不公正かつ非倫理的な行為及び非合理的な業務プロセスの早期発見によるリスクの未然防止を図るため、内部通報体系を運営し、通報者の身元を保護するとともに通報による不利益及び報復措置を禁止しなければならない。

- ① 通報者の正当な通報及びこれに関する供述、資料提出などを理由に、身分上の不利益や勤務条件上の差別を与えない。
- ② 通報内容に関する事実確認の過程で供述、資料提供などの方法で調査に協力した者についても、通報者と同等の保護をする。
- ③ 通報者は通報による不利益な処分を受けた場合には、それに対する是正及び部署移動などの保護措置を倫理経営担当部署に要請できる。倫理経営担当部署はその事実関係を確認し、解消する措置をとり、関連者に対する制裁措置を含めて再発防止策を立て、実施する。
- ④ 通報調査担当者及び通報を認知した者は、通報者の身元を本人の意思に反して公開されないように秘密を保持する。
- ⑤ 通報者保護義務に違反した次の行為については、関連規程に基づき懲戒措置する。
  - 1. 規程に違反した事実を通報した内部・外部の通報者に報復をした場合
  - 2. 通報者探し又はこれを指示する行為をした場合

### 第15条(監査人の義務)

監査人は、通報調査を行うに当たっては、通報者保護を原則として調査を実施し、次の事項を必ず 遵守する。

- ① 監査人は、通報者の同意なしに通報者の身元を漏らし又は暗示してはならない。
- ② 通報に関する全ての資料は許可された者のみ閲覧でき、セキュリティーの維持を徹底する。
- ③ 調査過程で認知した通報者の身元を任意に漏洩する場合、関連規程に基づき懲戒措置する。ただし、下記例外条項の場合は免責できる。
- 1. 深刻な人命安全事故または事業中断を来すおそれがある事項
- 2. 虚偽通報・誹謗・中傷、重要な不正事件、会社機密の流出及び資料の偽造・改ざん、言論報道に関する事項など
- ④ 倫理経営部署長は、監査人に対し、通報調査に関する教育を行い、管理する責任を負う。

# 附則(2023年7月1日)

第1条(施行日) この実践規程は、2023年7月1日より改定し施行する。

第2条(違反に対する措置) この実践規程の違反事項については、社規に従って処理する。